

学校における働き方改革基本方針

(伊丹市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画)

令和8年4月

伊丹市教育委員会

－ 目 次 －

1. 計画の趣旨・現状1
2. 目標3
3. 計画の期間4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容.....4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて...7

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

学校が対応する課題の多様化・複雑化、教師の長時間勤務、教師不足や教員採用試験の倍率低下など、教職員を取り巻く環境は厳しいものとなっている。

本市においては、平成30年度に「学校における働き方改革基本方針」を策定、令和3年度に改訂し、教職員の働き方を見直す「働き方改革」を進めてきた。その取組は着実に成果を上げてきたものの、未だ「伊丹市教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則」に定める時間外在校等時間である月45時間、年360時間を全教職員が満たすことはできていない状況である。

その一方、予測困難な時代の中、子どもたちには、基礎的な学力に加え、情報の真偽を見極める力や俯瞰的思考、多様な他者と協働し課題を解決し続ける力など非認知能力を育むことが求められている。そのような力を育てるため、本市においては、多様な子どもたちに対応する「カラフルな教育」を令和7年度から推進しているところであるが、その実現のためには、教職員が「学びの専門職」として、子どもに全力で向き合うための環境整備が必要である。

今般、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(以下「給特法」という。)が改正され、服務監督教育委員会は業務量管理・健康確保措置実施計画(以下「実施計画」という。)を定めることとされた。

そこで、伊丹市においては、「学校における働き方改革基本方針」を改訂し、これを給特法第8条に基づく実施計画として位置づけ、取り組むことにより、教職員の長時間勤務を改善し、以下のことを実現する。

- ① 教職員の心身の健康保持やワーク・ライフ・バランスの取れた生活
- ② 情熱とやりがいをもって働くことができる職場環境
- ③ 「教職員が子どもと向き合う時間」の十分な確保による、学校教育の質の維持・向上

(2) 本市の現状

<これまでの取組>

平成30年度に策定し、令和3年度に改訂した「学校における働き方改革基本方針」に基づき、「① 学校における業務改善」、「② 学校の体制強化」、「③ 教職員の意識改革」を3つの柱に、以下のことに取り組んできた。

① 学校における業務改善

○教育DXの推進

- ・ 校務支援システムの導入
- ・ 学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化の推進

- ・ AI採点システムの全中学校への導入
- ・ 保育システムの導入などによる、幼稚園のICT化の推進
- 携帯電話の配備
- 文書事務の見直し
- 研修会や出張の縮減
 - ・ 担当者会の精選、オンラインでの実施
 - ・ アウトリーチ研修、オンデマンド型の研修の実施
- 部活動の地域展開
- 適切な教育課程の編成
- 市教育委員会主催の行事の縮減
- 教頭の時間外勤務削減
 - ・ 市教育委員会におけるプロジェクトチームの設置、教頭時間外勤務削減実施計画の策定と実施
 - ・ 管理職マニュアルの活用や電子メールルールの運用、文書事務に係る改善等による事務処理の改善
 - ・ 学校施設開放事業の制度の一部見直し
- 好事例の展開
- ② 学校の体制強化
 - 専門スタッフ等の配置の充実と総合的な最適化
 - ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・ふれあい相談員・不登校対策支援員の配置、介助員の増員による児童生徒への支援体制の強化
 - ・ 教員・教頭の業務支援スタッフとしてのスクール・サポート・スタッフの配置
 - ・ ICT支援員の配置による、学校のICT活用の支援
 - ・ 学校施設の施設管理の委託
 - 地域との連携
 - ・ 全校への学校運営協議会の設置
 - ・ 学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進
- ③ 教職員の意識改革
 - 勤務時間外対応の削減
 - ・ 留守番電話機能付き電話の整備・運用
 - 休暇・休業取得促進
 - ・ 学校閉庁日の設定
 - 教職員の意識改革のための啓発
 - ・ 週1回以上の「定時退勤日」「ノー部活デー」「ノー会議デー」の実施
 - ・ 時間外勤務が多い教職員を対象とした管理職による面談および産業医面談の実施
 - ・ ストレスチェックの結果の各所属での活用、産業医との連携によるラインケアの充実

<令和6年度時間外勤務の状況>

(1)時間外勤務(月平均)の変化

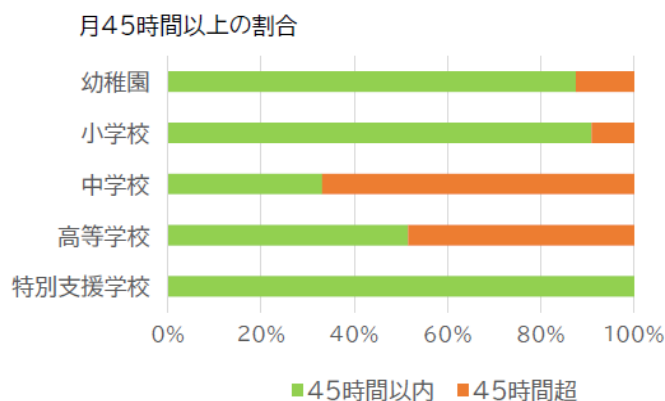
(単位:時間 / パーセント)

| | 幼稚園 | | | | | 小学校 | | | | | 中学校 | | | | |
|---------|-----|----|----|-------|----|-----|----|----|-------|----|-----|----|----|------|----|
| | H30 | R5 | R6 | 増減率 | 達成 | H30 | R5 | R6 | 増減率 | 達成 | H30 | R5 | R6 | 増減率 | 達成 |
| 校園長 | 48 | 45 | 33 | -26.0 | ○ | 53 | 40 | 43 | +6.3 | ○ | 74 | 70 | 69 | -0.3 | ▲ |
| 教頭 | 60 | 35 | 30 | -15.4 | ○ | 97 | 66 | 61 | -8.2 | ▲ | 126 | 81 | 76 | -6.4 | ▲ |
| 主幹教諭・教諭 | 33 | 28 | 25 | -8.9 | ○ | 38 | 28 | 26 | -6.2 | ○ | 81 | 63 | 59 | -7.0 | ▲ |
| 養護教諭 | | | | | | 19 | 19 | 17 | -10.4 | ○ | 40 | 37 | 34 | -6.2 | ○ |

| | 高等学校 | | | | | 特別支援学校 | | | | |
|---------|------|----|----|------|----|--------|----|----|-------|----|
| | H30 | R5 | R6 | 増減率 | 達成 | H30 | R5 | R6 | 増減率 | 達成 |
| 主幹教諭・教諭 | 48 | 43 | 41 | -2.9 | ○ | 46 | 15 | 12 | -21.2 | ○ |

※「増減率」はR5とR6の比較
 ※「達成」は月45時間を下回った場合○

(2)長時間勤務者割合(主幹教諭・教諭)



月45時間以上の割合の推移 (単位:パーセント)

| | R5 | R6 | 増減率 |
|--------|------|------|-------|
| 幼稚園 | 0.0 | 12.5 | - |
| 小学校 | 9.5 | 9.2 | -3.3 |
| 中学校 | 69.5 | 66.9 | -3.6 |
| 高等学校 | 38.9 | 48.5 | +24.7 |
| 特別支援学校 | 0.0 | 0.0 | |

月60時間以上の割合の推移

| | R5 | R6 | 増減率 |
|-----|------|------|-------|
| 中学校 | 53.1 | 47.0 | -11.5 |

<課題等>

- ・主幹教諭・教諭の時間外勤務は、すべての校種で減少してきているが、中学校主幹教諭・教諭は依然として月45時間を大きく上回り、平均30時間まで削減していく必要がある。
- ・教頭の時間外勤務はすべての校種で減少したが、法令に定められた単月100時間、複数月80時間超の勤務をする者の解消に至っていない。

2. 目標

(1)時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月の時間外在校等時間が45時間以下の教員の割合を100%にする
- ・1年間における時間外在校等時間を360時間以下にする。

(2)ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年次休暇を年間10日以上取得する教職員を100%にする。
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以下にする。(R7:13.8%)

3. 計画の期間

令和 8 年度～令和 11 年度（4 年間）

なお、計画期間内に実現すべき具体的な達成目標や取組内容については、毎年度作成する「学校における働き方改革実施計画」に明記し、PDCA サイクルを構築しながら、計画の効果的な実施を図る。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

ア 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・各校と連携しながら、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを検討する。
- ・学校運営協議会などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

イ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

ウ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

- ・学校徴収金について、学校を経由せずに保護者と業者等の間で直接支払い等を行う方法について研究を進める。

エ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）

- ・地域学校協働活動の連絡調整については、校区コーディネーター（地域学校協働活動推進員）が行う。

オ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・市長部局と連携しながら、カスタマーハラスメントを含めた、保護者対応・相談のあり方について、先進事例を研究する。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

ア 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・教育委員会から学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員やスクール・サポート・スタッフと連携して実施することで、調査の回答に係る事務負担を軽減する。

イ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）

- ・ICT に関する問い合わせやトラブルに迅速に対応できるヘルプデスク体制を整備し、外部委託の活用や ICT スキルを有する職員の育成も積極的に進める。

ウ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・学校外の屋内プールを活用した実証事業を実施し、今後の水泳授業のあり方について検討を行う。

エ 校舎の開錠・施錠（「3分類」⑩関係）

- ・施錠については、令和 7 年度から実施している「学校施設管理委託事業」により、外部委託を継続する。
- ・解錠については、教頭に固定せず、役割分担の見直し等を促進する。

オ 児童生徒の休み時間における安全への配慮（「3分類」⑪関係）、及び清掃活動（「3分類」⑫関係）

- ・学校運営協議会との連携を図りつつ、学校の実情に応じて、休み時間の見守りや校内清掃等の地域住民等の支援を促進する。

カ 部活動（「3分類」⑬関係）

- ・中学校においては、令和 8 年度中に、全ての部活動の地域展開を実現する。

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

ア 給食の時間における対応（「3分類」⑭関係）

- ・食に関する指導については、栄養教諭等が対応する。

イ 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフを引き続き全校に配置する。
- ・校務支援システムの機能や AI 採点システム等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

ウ 学校行事の準備・運営（「3分類」⑰関係）

- ・ 準備等について、事務職員や支援スタッフ、地域住民等との協働を促進する。

エ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑱関係）

- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を推進し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制の構築を図る。
- ・ 市教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年10回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・ 医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

(2)学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で 1086 単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・ デジタル技術の活用により、出欠管理や成績管理、情報共有などの校務を効率化し、「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、兵庫県平均(令和6年度:349 点)以上に引き上げる(本市:340 点)。

(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 時間外勤務が多い教職員を対象に管理職による面談を実施するとともに、1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・ ストレスチェックの受検率の向上を図り、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校園に対して取得を促進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 毎年度「学校における働き方改革実施計画」を定め、PDCA サイクルを構築することにより、具体的な取組の改善を図る。
- ・ 各学校園の在校等時間の状況を、市教育委員会が毎月確認する。
- ・ 取組の着実な実行を図るため、市内各学校園の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市の HP で公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関と連携して取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、記録簿等で把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、速やかな状況の改善を目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え、本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、市教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう努める。